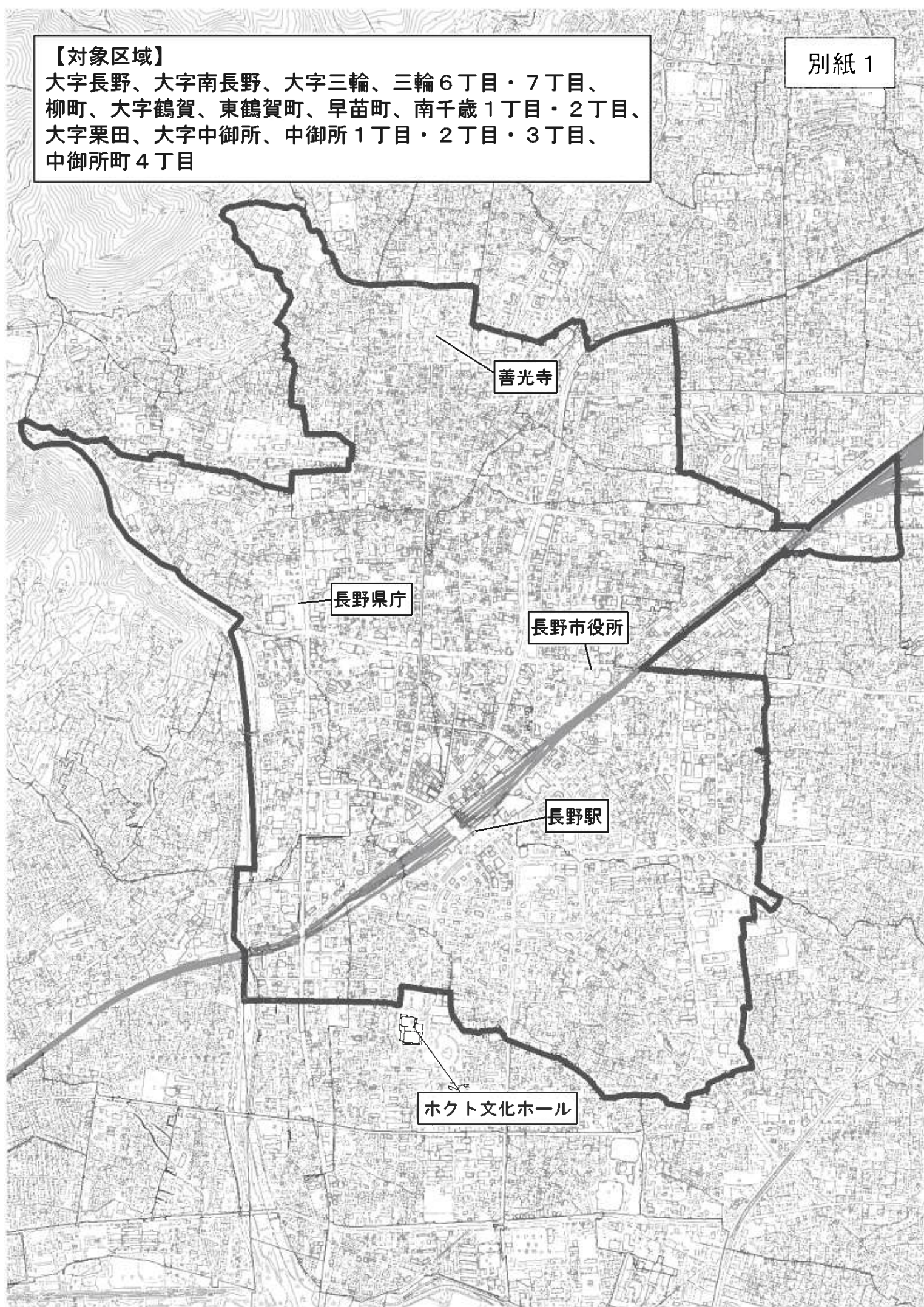


【対象区域】

大字長野、大字南長野、大字三輪、三輪6丁目・7丁目、  
柳町、大字鶴賀、東鶴賀町、早苗町、南千歳1丁目・2丁目、  
大字栗田、大字中御所、中御所1丁目・2丁目・3丁目、  
中御所町4丁目



## 施設の使用制限・停止（営業時間短縮・休業）を要請する施設

種類	施設例	要請の内容
----	-----	-------

## ●下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る）	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等	○ガイドラインを遵守していない施設 ＝休業を要請  ○ガイドラインを遵守している施設 ＝営業時間短縮（5時～20時）を要請
-----------------------------	--	---

## ●下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

飲食店等（酒類の提供を行うものに限る）	居酒屋 食堂 レストラン 等	営業時間短縮（5時～20時）を要請 （宅配・テイクアウトを除く）
---------------------	----------------------	-------------------------------------